

令和3年8月定例会議事録

令和3年8月5日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和3年8月5日(木)
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	風呂井 敬
教育委員	蓑 田 繼 男
教育委員	早 川 雅 子
教育委員	東別府 睦

○関係者

教育次長	稲 村 憲 幸
教育総務課長	川 越 太
学校教育課長	安 藤 晋 哉
生涯学習課長	鬼 塚 仁
教育総務課課長補佐	曾 原 学
教育総務課管理係長	中 村 あけみ

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第14号 人事異動（鹿屋市職員）について
 - (2) 議案第15号 人事異動（市費学校職員）について
 - (3) 議案第16号 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 - (4) 議案第17号 鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部改正について
 - (5) 議案第18号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
 - (6) 議案第19号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について
 - (7) 議案第20号 鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について
 - (8) 議案第21号 令和4年度の中学校教科用図書（社会科歴史的分野）の採択について
- 5 報告
 - (1) 令和4年3月市内中学校卒業予定者の進路希望状況について（別紙）
 - (2) 鹿屋市文化財保護審議会の諮問内容について（指定文化財大園橋の指定解除）
 - (3) 「かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島」の中止に伴う内容変更について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件名	審議の状況	採決次第
議案第14号	人事異動（鹿屋市職員）について	特記事項なし	原案可決
議案第15号	人事異動（市費学校職員）について	特記事項なし	原案可決
議案第16号	鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第17号	鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第18号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第19号	鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について	特記事項なし	原案可決
議案第20号	鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第21号	令和4年度の中学校教科用図書（社会科歴史的分野）の採択について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	学校は、夏休みに入った。児童生徒に新型コロナウイルス陽性者が発生している。夏休み中であり休校措置はないが、様々な所に影響が出ているようである。一日も早い終息を願う。本日も宜しく願いしたい。
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
風呂井委員	先日、実施された子どもサミットでは、各学校が問題について取り組み、女子高は演劇で表現し、児童生徒が積極的に参加している様子がうかがえた。各グループで発表した児童生徒は、生徒会役員等であり、非常に優秀であった。参加した生徒から、学校全体に問題について広がることを期待している。
早川委員	県市町村教育委員会委員研修会に参加した。いじめ問題について報告や議論があったが、定例教育委員会で報告や情報交換をしておらず、議論に参加できずに蚊帳の外状態であった。本市は、第三者委員会を設置しているが、活動内容や報告等があれば、今回のような議論に参加できると感じた。
学校教育課長	第三者委員会は、県からの推薦による弁護士や医師等で構成されており、これまで未開催である。いじめ問題については、月例報告があり、直近6月の報告では、小学校は39件、中学校は20件であり、全体で59件であった。各学校では、積極的に情報収集をしており、いじめ案件は3か月程度、様子を観察し、本人と保護者の聞き取りに応じて解消事案と、継続事案を各学校で整理をしている。現在のところは、第三者委員会にかける事案はない。
早川委員	加害者の保護者に対する対応について難しいと聞くが、実際のケースについて伺いたい。
学校教育課長	加害者の保護者に説明する中で、いじめの認識について異なる場合に苦勞する。国の考えや確認した事実を説明して、真摯に受け止めていただき、解決に向かうように丁寧に粘り強く対応しているところである。
教育長	加害者側の保護者対応は難しく、学校のみ対応ではなく、校長と教

	<p>育委員会が連携をとり解決に導く。対応には、指導主事を同伴させたりして対応している。</p>
<p>蓑田委員</p>	<p>後々、加害者がSNSでたたかれ、被害者となり不登校になるケースもあるようだが、本市ではどうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>現在のところ、そういったケースはない。</p>
<p>蓑田委員</p>	<p>本市には、自衛隊があり、転勤による転校が多いが、いじめにつながることはないか。小学校は、私服、制服の違いがあるが、転入が引き金にならないか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>県外からの転入等で、いじめに発展したようなケースは特にない。</p>
<p>風呂井委員</p>	<p>いじめに対して危機管理はされていると思うが、発生した場合の手順について伺いたい。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校がいじめを把握した場合は、学校内で管理職を中心としたいじめ対策委員会等で情報共有し、誰が誰を聞き取りするか役割を整理し、事実確認を行う。その後、教育委員会に報告を受け、学校と市教委が連携して対応する。改善しない状況が続く場合には、指導主事が積極的に学校に介入し、対応する場合や、学校から介入を依頼され対応する場合もある。これらの情報は、県教育委員会に情報提供し、指導を仰ぐ。重大事案には、第三者委員会を開き、調査・対応をする流れである。</p>
<p>教育長</p>	<p>そのような場合、児童生徒の心理的ケアについては、直ちにスクールカウンセラーの介入をすることになる。</p>
<p>早川委員</p>	<p>教育委員会関係行事の年間スケジュールをいただければ、行事の参加等、前もって対応できるのでお願いしたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>今後、年間スケジュールといじめ問題や不登校については、定例教育委員会で情報共有する。</p>
<p>4</p>	<p>議事</p>
	<p>(1) 議案第14号 人事異動（鹿屋市職員）について (2) 議案第15号 人事異動（市費学校職員）について</p>

教育総務課長	資料に基づき説明
風呂井委員	再任用職員の輝北学校給食センター次長兼務について、輝北学校給食センターは8月に廃止になるのではないか。
教育次長	平成2年度と平成3年度7月末決算を給食運営協議会に諮り、承認を得るため、1ヶ月間の兼務となった。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第14号、議案第15号は、原案可決とする。 (3) 議案第16号 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について (4) 議案第17号 鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部改正について (5) 議案第18号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について (6) 議案第19号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について
学校教育課長	議案16号から議案19号は、一括して資料に基づき説明
教育長	新旧対照表中の様式について、改正後の欄が空白になっている様式は、改正後は使用しないという事なのか。
学校教育課長	現在、運用中の様式が代用できる為である。
風呂井委員	規則や、要綱の改正についての手続きは、教育委員会の各課が起案し、法制で確認をするという事なのか。
学校教育課長	その通りである。そのうえで、定例教育委員会に議案を諮る。
東別府委員	給食費は、学校会計になるのか。未払いの家庭が多い理由から、子ども手当から差し引かれると聞いたが、どのような状況なのか。

学校教育課長	給食費の未払い家庭に対して、子ども手当から差し引き、給食費の滞納に対応する制度は整っている。その際は、必ず保護者に了承を得て行うこととしている。生活困窮により教育扶助を受けている家庭で、給食費の未払いがある場合は、教育扶助から差し引き、それでも不足する場合は、子ども手当から差し引くようにしている。
東別府委員	各学校が行うのか。
学校教育課長	未納状況は、各学校が把握している為、学校が保護者に案内し手続きしていただく。
風呂井委員	公会計になるということであったが、公会計と私会計の違いと、公会計は何が出来ないかの説明をしていただきたい。
教育次長	例えば公会計の歳入は、給食費等で、歳出は、給食の材料費等であり、議会で歳出予算の承認を得る。私会計は、PTA会費と同様に学校の教員を中心に徴収している。督促行為は学校長が中心であり、私会計に含まれるが、公会計になると、市職員が中心となる。公会計に移行するには、文科省のガイドラインがある。給食費を無償化した2、3程の市町村は公会計で運営しているが、県内では、これから検討に入る見込みである。本市としては、3月議会で質問があり、移行には約3年間必要と答弁した。公会計に移行すると、電算システムや職員の配置の検討が必要になり、経過を見る段階である。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号は、原案可決とする。 (7) 議案第20号 鹿屋市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。

教育長	(異議なしとの発言) 異議がないので、議案第20号は、原案可決とする。
教育長	(8) 議案第21号 令和4年度の中学校教科用図書(社会科歴史的分野)の採択について 【省略】 原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第21号は、原案可決とする。
5	報告
学校教育課長	(1) 令和4年3月市内中学校卒業予定者の進路希望状況について(別紙) 資料に基づき説明
教育長	市内外の他校の進路希望者数の統計はないのか。また、県の発表はいつ頃になるのか。
学校教育課長	市内の高校は把握できているが、市外の高校は把握できていない為、情報を収集する。県の発表は、8月下旬の予定と聞いている。
風呂井委員	鹿屋女子高への進路希望者数に、校舎改築の効果は出ているのか。
学校教育課長	本日、教頭面談の際、鹿屋女子高の教頭からは、各中学校に説明会を実施したと報告があり、校舎改築と総合選択制について説明し、生徒や保護者の評判は良かったようだ。また、高校見学会も実施しており、好評であるようだ。校舎改築も希望者増に影響していると考えます。
生涯学習課長	(2) 鹿屋市文化財保護審議会の諮問内容について(指定文化財大園橋の指定解除) 資料に基づき説明
早川委員	石工は、有名な方なのか。

生涯学習課長	石工については不明であるが、明治時代に架設したもので、この時代の2連の石橋は珍しく、鹿屋市には大園橋と有川橋の2つがある。
東別府委員	取り壊すのか。
生涯学習課長	取り壊しか、鹿児島市の西田橋のように移築する方法がある。現段階で管理者は、撤去する方針であり、跡地に説明看板や記念碑の設置を考えているため、文化財保護審議会で協議をしていただくことになる。
風呂井委員	この橋は、生活道路として使用されているのか。
生涯学習課長	国道のすぐ近くにあり、近隣住民が利用している程度で、撤去されても生活に支障はないと考えられる。祓川地域住民から文化財指定の要望があり昭和63年に市の指定文化財になったが、昨年の水害により同地域住民から指定文化財の解除の要望があった。
蓑田委員	石橋が原因での氾濫は、これまで何度あったのか。
教育次長	分水路の前でもあり、危険水域まで上がることは何度かあったが、氾濫したのは今回が初めてである。
	(3) 「かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島」の中止に伴う内容変更について
生涯学習課長	資料に基づき説明
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
	キッズチャレンジフェスタの開催について
学校教育課長	資料に基づき説明
	鹿屋市自主文化事業について

生涯学習課長	資料に基づき説明
東別府委員	生徒宛に、新型コロナウイルスのワクチン接種券が郵送されており、学校関係のメールで、接種に対する呼びかけがあったが、教育委員会が主体となっているのか。
学校教育課長	新型コロナワクチン接種推進室が総括して行っている。
風呂井委員	コロナ禍で学校行事が、縮小や中止となっている。その中でも小学校低学年の児童に対して、非認知能力に悪影響を及ぼすと言われているが、教育委員会では低学年の児童に対してどのように対応しているのか。
学校教育課長	教員も同じで本来ならあるべき行事や会議等がないことで、コミュニケーションがとれない、人との距離感が図れない等影響はあるであろう。低学年の児童には積極的に声かけし、個別に相談できる体制を継続していきたい。また、今後の行事も、感染防止対策を十分に図っていきたい。
教育長	行事を中止し減らすだけではなく、管理職は、必要な行事を絞ってでも開催していくようにしてほしい。
教育長	次回の定例教育委員会は、令和3年9月10日（金）10時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって8月定例教育委員会を閉会する。 以上